

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	34 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	33 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年6月まで
申立期間当時、両親と一緒に農業をしており、生活も安定していたので国民年金保険料の未納は無いものと思っていた。
申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間である上、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時、申立人の両親と同居し、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人の両親の当該期間の保険料はすべて納付済みであることから、申立人の主張に不自然な点は見られない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年7月ごろに払い出されたものと推認され、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である上、申立人は、申立期間前後の期間の国民年金保険料を過年度納付していることから、申立期間の保険料についても納付した可能性が高いものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は22万6,000円、申立期間②は21万9,000円、申立期間③は21万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月25日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日

平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与計算書及び賞与明細書から、申立人は、平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から申立期間①は22万6,000円、申立期間

②は21万9,000円、申立期間③は21万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は10万6,000円、申立期間②は10万9,000円、申立期間③は12万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月25日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日

平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与計算書及び賞与明細書から、申立人は、平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から申立期間①は10万6,000円、申立期間

②は10万9,000円、申立期間③は12万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は18万4,000円、申立期間②は20万8,000円、申立期間③は19万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月25日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日

平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなってしまうので、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与計算書及び賞与明細書から、申立人は、平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から申立期間①は18万4,000円、申立期間

②は20万8,000円、申立期間③は19万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は10万7,000円、申立期間②は17万8,000円、申立期間③は16万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月25日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日

平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与計算書及び賞与明細書から、申立人は、平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から申立期間①は10万7,000円、申立期間

②は17万8,000円、申立期間③は16万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は11万3,000円、申立期間②は11万円、申立期間③は12万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月25日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日

平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与計算書及び賞与明細書から、申立人は、平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から申立期間①は11万3,000円、申立期間②は11万円、申立期間③は12万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は11万5,000円、申立期間②は11万円、申立期間③は12万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月25日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日

平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与計算書及び賞与明細書から、申立人は、平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から申立期間①は11万5,000円、申立期間②は11万円、申立期間③は12万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は11万4,000円、申立期間②は10万5,000円、申立期間③は12万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月25日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日

平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与計算書及び賞与明細書から、申立人は、平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から申立期間①は11万4,000円、申立期間

②は10万5,000円、申立期間③は12万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は10万3,000円、申立期間②は10万6,000円、申立期間③は11万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月25日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日

平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与計算書及び賞与明細書から、申立人は、平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から申立期間①は10万3,000円、申立期間

②は10万6,000円、申立期間③は11万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は10万6,000円、申立期間②は11万5,000円、申立期間③は12万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月25日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日

平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与計算書及び賞与明細書から、申立人は、平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から申立期間①は10万6,000円、申立期間

②は11万5,000円、申立期間③は12万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は10万7,000円、申立期間②は11万4,000円、申立期間③は12万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月25日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日

平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与計算書及び賞与明細書から、申立人は、平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から申立期間①は10万7,000円、申立期間

②は11万4,000円、申立期間③は12万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は10万4,000円、申立期間②は10万6,000円、申立期間③は11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月25日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日

平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなってしまうので、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与計算書及び賞与明細書から、申立人は、平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から申立期間①は10万4,000円、申立期間

②は10万6,000円、申立期間③は11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は10万7,000円、申立期間②は11万3,000円、申立期間③は12万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月25日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日

平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与計算書及び賞与明細書から、申立人は、平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から申立期間①は10万7,000円、申立期間

②は11万3,000円、申立期間③は12万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は10万6,000円、申立期間②は10万7,000円、申立期間③は12万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月25日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日

平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与計算書及び賞与明細書から、申立人は、平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から申立期間①は10万6,000円、申立期間

②は10万7,000円、申立期間③は12万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は10万6,000円、申立期間②は11万円、申立期間③は12万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月25日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日

平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与計算書及び賞与明細書から、申立人は、平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から申立期間①は10万6,000円、申立期間②は11万円、申立期間③は12万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月20日

平成18年7月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与計算書及び賞与明細書から、申立人は、平成18年7月20日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は10万1,000円、申立期間②は10万2,000円、申立期間③は11万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月25日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日

平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与計算書及び賞与明細書から、申立人は、平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から申立期間①は10万1,000円、申立期間

②は10万2,000円、申立期間③は11万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は9万6,000円、申立期間②は10万3,000円、申立期間③は10万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月25日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日

平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与計算書及び賞与明細書から、申立人は、平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から申立期間①は9万6,000円、申立期間

②は10万3,000円、申立期間③は10万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は5万7,000円、申立期間②は5万7,000円、申立期間③は10万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月25日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日

平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与計算書及び賞与明細書から、申立人は、平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から申立期間①は5万7,000円、申立期間②は5万7,000円、申立期間③は10万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は5万7,000円、申立期間②は6万4,000円、申立期間③は10万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月25日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日

平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与計算書及び賞与明細書から、申立人は、平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から申立期間①は5万7,000円、申立期間②は6万4,000円、申立期間③は10万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は3万7,000円、申立期間②は7万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月20日
② 平成18年7月20日

平成17年12月20日及び18年7月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与計算書及び賞与明細書から、申立人は、平成17年12月20日及び18年7月20日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から申立期間①は3万7,000円、申立期間②は7万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は2万1,000円、申立期間②は2万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月20日
② 平成18年7月20日

平成17年12月20日及び18年7月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与計算書及び賞与明細書から、申立人は、平成17年12月20日及び18年7月20日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から申立期間①は2万1,000円、申立期間②は2万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は18万5,000円、申立期間②は18万円、申立期間③は18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月25日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日

平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与計算書及び賞与明細書から、申立人は、平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から申立期間①は18万5,000円、申立期間②は18万円、申立期間③は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は2万3,000円、申立期間②は2万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月20日
② 平成18年7月20日

平成17年12月20日及び18年7月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与計算書及び賞与明細書から、申立人は、平成17年12月20日及び18年7月20日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から申立期間①は2万3,000円、申立期間②は2万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は2万2,000円、申立期間②は6万3,000円、申立期間③は6万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年7月25日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日

平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与計算書及び賞与明細書から、申立人は、平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から申立期間①は2万2,000円、申立期間②は6万3,000円、申立期間③は6万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は2万6,000円、申立期間②は6万3,000円、申立期間③は6万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月25日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日

平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与計算書及び賞与明細書から、申立人は、平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から申立期間①は2万6,000円、申立期間②は6万3,000円、申立期間③は6万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は2万6,000円、申立期間②は6万3,000円、申立期間③は6万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年7月25日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日

平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与計算書及び賞与明細書から、申立人は、平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から申立期間①は2万6,000円、申立期間②は6万3,000円、申立期間③は6万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は2万6,000円、申立期間②は6万3,000円、申立期間③は6万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月25日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日

平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与計算書及び賞与明細書から、申立人は、平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から申立期間①は2万6,000円、申立期間②は6万3,000円、申立期間③は6万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は11万1,000円、申立期間②は10万3,000円、申立期間③は12万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月25日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日

平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなってしまうので、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与計算書及び賞与明細書から、申立人は、平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から申立期間①は11万1,000円、申立期間

②は10万3,000円、申立期間③は12万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は2万6,000円、申立期間②は6万3,000円、申立期間③は6万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年7月25日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日

平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与計算書及び賞与明細書から、申立人は、平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から申立期間①は2万6,000円、申立期間②は6万3,000円、申立期間③は6万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は2万3,000円、申立期間②は2万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月20日
② 平成18年7月20日

平成17年12月20日及び18年7月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与計算書及び賞与明細書から、申立人は、平成17年12月20日及び18年7月20日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から申立期間①は2万3,000円、申立期間②は2万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は2万6,000円、申立期間②は10万4,000円、申立期間③は10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月25日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日

平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与計算書及び賞与明細書から、申立人は、平成17年7月25日、同年12月20日及び18年7月20日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から申立期間①は2万6,000円、申立期間

②は10万4,000円、申立期間③は10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和37年8月1日）及び資格取得日（昭和38年2月16日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を37年8月及び同年9月を1万4,000円、同年10月から38年1月までを1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月1日から38年2月16日まで

A社B支店に籍を置いたまま関連会社のC社に出向していた期間の厚生年金保険被保険者資格が欠落しているため、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社B支店に籍を置いたまま関連会社であるC社に出向し勤務していたことは、A社が申立人に発行した在籍期間証明書及び申立人と共にC社に在籍出向したとする同僚二人の証言から確認できる。

また、A社が保管する稟議書によると、この同僚二人はいずれも出向期間中に給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、出向期間中の厚生年金保険の加入記録が無いとして、定年退職時に同社から出向期間中の厚生年金保険未加入期間に関する補償を受けていることが確認できる。

さらに、A社は、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の保険料控除については、当時の賃金台帳等が無く確認できないとしつつも、給与から保険料が控除されていた可能性が高いと回答していることから、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和 37 年 8 月及び同年 9 月を 1 万 4,000 円、標準報酬月額の定時決定時期である同年 10 月から 38 年 1 月までを 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 37 年 8 月から 38 年 1 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 15 年 7 月 4 日に支給された賞与において、45 万 7,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を 45 万 7,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 4 日

A社から平成 15 年 7 月 4 日に支給された賞与については、厚生年金保険料を控除されていたが、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成 15 年 7 月 4 日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、45 万 7,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年12月まで

申立期間のうち、昭和44年4月から45年8月までの期間については、当時住み込みで働いていたA市の個人事業所の事業主が私の国民年金保険料を納付しているという話を聞いていた。

また、申立期間のうち、昭和45年9月から同年12月までの期間については、B町（現在は、C町）の実家に帰ってきた際、転入届を出すとともに国民年金にも当たり前のように加入させられ、両親が私の分も含め婦人会の集金により国民年金保険料を納付していたので、私の分だけ納付していないということはありません。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年6月以降に払い出されたものと推認され、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる上、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない。

また、申立人自身は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間のうち、昭和44年4月から45年8月までの期間について、申立人の保険料を納付していたとする事業主、及び45年9月から同年12月までの期間について、申立人の保険料を納付していたとする申立人の両親は既に死亡していることから、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間のうち、昭和45年9月から同年12月までの期間当時、申立人宅の国民年金保険料の集金を担当していた集金人からは、申立人の当該期間に係る保険料を集金していたことを裏付ける証言は得られなかった。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿

等)も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月1日から21年5月1日まで

私は、昭和20年9月から22年11月までA社に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和20年9月にA社に入社し、同時期から厚生年金保険に加入していたと申し立てている。しかし、A社は既に適用事業所ではなくなっており、申立人の勤務の始期及び申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたことを確認できる人事記録や給与台帳等の関連資料は無い上、複数の同僚からも、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に関する証言は得られない。

また、申立人と同時期にA社に勤務していた同僚5人のうち3人が、各々の記憶する入社時期よりも3か月から6か月遅れて同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していたことが確認でき、同社は必ずしも採用後直ちに従業員を厚生年金保険に加入させてはいないことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、昭和18年10月1日から21年5月1日までの期間における厚生年金保険被保険者資格の取得者をみると、申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号に欠落は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 1 月 1 日から 55 年 9 月 27 日まで
② 昭和 55 年 9 月 27 日から同年 11 月 30 日まで
③ 昭和 59 年 11 月 30 日から平成 2 年 11 月 30 日まで

申立期間①は、A事業所に、申立期間②及び③はB社に勤務していた。いずれの期間においても、給料から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業主及び複数の同僚の証言により、期間の特定はできないものの、申立人が、C社が経営していたA事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 62 年 6 月 1 日であることが確認でき、申立期間については、厚生年金保険の適用事業所となっていない上、同社は、平成 7 年 3 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の勤務実態を確認できる関係資料は無い。

申立期間②及び③について、B社の取締役の証言により、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 5 年 11 月 1 日であることが確認でき、申立期間については、厚生年金保険の適用事業所となっていない上、同社は、平成 10 年 10 月 1 日に

厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の勤務実態を確認できる関係資料は無い。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 8 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで
② 昭和 46 年 5 月 1 日から 47 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 48 年 3 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで

申立期間①は、A市にあったB事業所に、申立期間②は、C社が経営していたD事業所に、申立期間③は、Eに勤務していた。給料から保険料を控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立期間当時の事業主の証言により、期間の特定はできないものの、申立人がB事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、B事業所の元事業主は、「B事業所は、後に社名変更したF社の商号で、平成元年から10年程度、厚生年金保険の適用事業所であった。」と証言しており、また、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所であった期間は、平成元年11月1日から10年11月1日までであることが確認でき、申立期間については厚生年金保険の適用事業所ではない。

申立期間②について、複数の同僚の証言により、期間の特定はできないものの、申立人が、C社が経営するD事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社の事業主は連絡先不明のため証言を得ることができない上、同社の同僚は、「当時の経理事務担当者を確認したところ、同社は当時、雇用保険には加入していたが、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と証言している。また当該同僚についても同社に係る厚生年金保険被保険者の記録は確認できない。

申立期間③について、申立人はEという屋号は覚えているものの、事業所

名を記憶していないため、事業所を特定することができない上、同僚の名前も記憶していないことから、同僚からの証言も得られない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 3 月から 34 年 3 月まで A 市 B 町又は同市 C 町にあった D 社（現在は、E 社）に勤務していたが、申立期間については厚生年金保険の被保険者期間が確認できなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 市 B 町又は同市 C 町にあった D 社に勤務したと申し立てているが、E 社の事業主は、「申立期間当時の所在地は A 市 F 町であり、同市 G 町に移転したのは昭和 37 年 11 月である。」と証言している。

また、申立人が名前を挙げた同僚 4 人のうち 3 人は、D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社において厚生年金保険被保険者資格期間が無く、同期間を有する残りの 1 人は申立期間より後の昭和 40 年 4 月 3 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該同僚は、「申立人の勤務時期は、自分が勤務していた昭和 40 年以降であり、申立人がその 10 年前に既に勤務していたとは思えない。おそらく申立人の記憶違いではないかと思う。」と証言している。

さらに、申立期間に D 社の厚生年金保険の加入記録がある同僚のうち所在が判明した 6 人に照会し、4 人から得た回答においても、申立期間における申立人の勤務実態を確認できない上、申立期間当時の事業主及び経理事務担当者は既に死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に関する証言も得られない。

加えて、申立人の D 社に係る雇用保険の加入記録は、申立人の同社に係る厚生年金保険の被保険者記録と一致する上、同社に係る健康保険厚生年金保

険被保険者名簿の申立期間に申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠落は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。